

岐 阜 県 公 報

目 次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表
財政的援助団体等監査の結果に関する報告の公表

(監 査 委 員)
(同)

一 六

号 外 (一) 平 成 二 十 七 年 十 二 月 二 十 五 日

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十七年十一月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年十二月二十五日

岐阜県監査委員	野 島 征 夫
岐阜県監査委員	脇 坂 洋 二
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火 曜 日) 発 行

(金 曜 日) (休 日 に 当 た る 時 刻 は 翌 日)

平 成 二 十 七 年 十 二 月 二 十 五 日

第1 監査実施機関数

	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	
知事直轄部	—	—	—	—	—	—
総務部	4	0	0	0	0	0
清流の国推進部	—	—	—	—	—	—
危機管理部	—	—	—	—	—	—
環境生活部	—	—	—	—	—	—
健康福祉部	14	3	4	7	3	4
商工労働部	4	1	1	3	2	1
農政部	5	3	1	8	6	2
林政部	—	—	—	—	—	—
県土整備部	5	3	1	4	3	1
都市建設部	2	0	1	1	0	1
県事務所	2	1	1	2	1	1
教育委員会	21	6	5	11	6	5
警察本部	5	4	0	4	4	0
その他	2	0	0	0	0	0
合計	64	21	14	40	25	15

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」、「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。
「—」は、当月監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、30機関において、25件の指摘事項及び15件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 総務部(4機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
職員研修所	平成27年11月5日	岐阜県税事務所	平成27年11月16日
西濃県税事務所	平成27年11月11日	自動車税事務所	平成27年11月5日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 健康福祉部(14機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
関保健所	平成27年11月26日	関保健所都上センター	平成27年11月26日
中濃保健所	平成27年11月26日	東濃保健所	平成27年11月26日
恵那保健所	平成27年11月26日	飛騨保健所	平成27年11月26日
飛騨保健所下呂センター	平成27年11月26日	岐阜地城福祉事務所	平成27年11月26日
多治見看護専門学校	平成27年11月26日	精神保健福祉センター	平成27年11月26日
身体障害者更生相談所	平成27年11月26日	知的障害者更生相談所	平成27年11月26日
発達障害者支援センター	平成27年11月26日	わかあゆ学園	平成27年11月18日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容	
		指摘事項	指導事項
関保健所	区内	公務中の1件の交通事故について、修繕料89,700円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出してしまった。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出してしまったものがあった。
東濃保健所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたのに、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られた。	所有権放棄による犬の引取り等事務において、殺処分された犬の事務手続について確認したところ、次の事項が認められた。 1 平成26年度に3頭の犬を殺処分していたが、殺処分された3頭のうち2頭について、犬及び猫の引取り等事務実施要領に定める「犬・猫の引取り依頼書(所有権放棄)」における譲渡判定欄及び顔未欄が空欄となっており、いつ誰がどのような理由で譲渡不適の判定を

恵那保健所	指導事項	<p>USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたものがあつた。</p> <p>2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ていたが、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたものがあつた。</p>
多治見看護専門学校	指導事項	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として86,684円中の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>
わかあゆ学園	指導事項	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として86,684円中の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>

3 商工労働部 (4機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
計量検定所	平成27年11月5日	生活技術研究所	平成27年11月26日
木工芸術スクール	平成27年11月26日	情報科学芸術大学院大学	平成27年11月26日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
生活技術研究所	指導事項	備品の購入契約に係る検査事務において、検査調査を作成すべきところ、納品書の空白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することによって代えていたもので、今後は適正に処理されたい。
情報科学芸術大学院大学	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料14,904円が支払われていたもので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料105,840円が支払われていたもので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

4 農政部 (5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
西濃農林事務所	平成27年11月11日	恵那農林事務所	平成27年11月4日
農業技術センター	平成27年11月26日	水産研究所	平成27年11月10日
病害虫防除所	平成27年11月26日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
西濃農林事務所	指導事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として1,485円の費用負担が発生し、また、修繕料41,428円(うち相手方負担分2,916円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
恵那農林事務所	指導事項	<p>USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長等の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたものがあつた。</p> <p>2 1年間使用することとして貸与を受けた職員が、更にも他の職員に貸与していた。</p>
	指導事項	<p>公用車の管理事務において、フロントガラスが破損したにもかかわらず、直ちにその事実を報告書により、知事及び会計管理者に報告していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>土地売買に関する契約書に印紙税として貼付する収入印紙に要する費用は、契約書の規定により、県が負担することとなっている。契約書に貼付された収入印紙の支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、還付を受けるための手続を確認し、それに係る費用等も考慮したうえで、必要な措置を講じるとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 租税特別措置法の一部改正により、平成26年4月以降に作成される不動産譲渡契約書については、印紙税の税率が軽減措置されている。しかし、それを失念し、印紙税法の本則税率を適用した収入印紙を契約書に貼付していたことにより、13件2,600円が過大となつていた。</p> <p>2 土地売買に関する契約のうち、物件移転料及び通常受ける損失補償金については課税されないこととなっている。しかし、それを失念し、物件移転料等と土地代金を合算した額を課税対象とし、印紙税法の本則税率を適用した収入印紙を契約書に貼付していたこと</p>

指摘事項	により、3件1,800円が過大となっていた。
指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料91,940円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
指摘事項	平成25年度及び26年度に実施した県民協働による未利用材の搬出促進事業について、その効果を検証するため、補助事業者及び間接補助事業者に対し、アンケート調査の実施及びその結果の報告を文書により求めたが、結果が報告されず、県も督促を行っていなかった(平成27年9月29日現在)ので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料68,850円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
指摘事項	公務中に駐車車両を損傷させた2件の毀損事故について、損害賠償金158,986円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

5 県土整備部 (5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜土木事務所	平成27年11月16日	大垣土木事務所	平成27年11月12日
揖斐土木事務所	平成27年11月18日	郡上土木事務所	平成27年11月6日
長良川上流河川開発工事事務所	平成27年11月6日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜土木事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として29,538円の費用負担が発生し、また、修繕料248,074円(うち相手方負担分223,266円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
大垣土木事務所	指摘事項	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として43,626円の費用負担が生じていたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
揖斐土木事務所	指摘事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として84,877円の費用負担が生じていたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
郡上土木事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、公用車が陸軍(評価額110,250円)となっていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

6 都市建設部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜駅前周辺歩道高架工事事務所	平成27年11月16日	岐阜・西濃建築事務所	平成27年11月12日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜・西濃建築事務所	指摘事項	開発行為等適合証明交付手数料に係る収入証紙消印高報告において、実際の消印高とは異なる金額を報告していたので、今後は適正に処理されたい。

7 県事務所 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
西濃県事務所	平成27年11月11日	恵那県事務所	平成27年11月4日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
西濃県事務所	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として103,270円の費用負担が発生し、また、修繕料65,934円(うち相手方負担分6,593円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
恵那県事務所	指導事項	物品の貸付事務において、貸付先から借受書を徴していないものがあつたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

8 教育委員会 (21機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
図書館	平成27年11月26日	高山陣屋管理事務所	平成27年11月26日
岐阜高等学校	平成27年11月26日	岐阜北高等学校	平成27年11月26日
長良高等学校	平成27年11月26日	岐山高等学校	平成27年11月26日
加納高等学校	平成27年11月10日	羽島北高等学校	平成27年11月10日
各務原高等学校	平成27年11月26日	各務原西高等学校	平成27年11月26日
本巣松鷲高等学校	平成27年11月26日	羽島高等学校	平成27年11月26日
大垣養老高等学校	平成27年11月26日	大垣総高等学校	平成27年11月12日
関有知高等学校	平成27年11月6日	加茂農林高等学校	平成27年11月26日

多治見高等学校	平成27年11月26日	恵那農業高等学校	平成27年11月26日
飛騨高山高等学校	平成27年11月26日	飛騨特別支援学校	平成27年11月26日
飛騨特別支援学校高山日赤分校	平成27年11月26日		

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜高等学校	指導事項	USBメモリの管理事務において、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたので、今後は適正に処理された。
羽島北高等学校	指導事項	物品の管理事務において、平成27年度の現物実査で物品が確認できないなど物品一覧表との不具合が生じていたにもかかわらず、不具合がないものとして所属長に報告されていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。
羽島高等学校	指導事項	USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 未使用のUSBメモリ1本について、管理台帳に登録されていなかった。 2 「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していた。
大垣兼老高等学校	指導事項	生産物の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 生産物のうち生鮮品を現金売りする際に、あらかじめ販売価格について所属長の承認を受けていたが、内容量を定めていなかったり、承認を受けた販売価格とは異なる金額で販売を行ったりしていたものがあつた。 2 生産物野帳には、生産物を取得した時に計量した重さを記載すべきところ、販売金額を基に算出した重さを生産量として生産物野帳に記載していたものがあつた。
加茂農林高等学校	指導事項	県が控除を行った講師等の社会保険料に係る個人負担分控除金の支出事務において、平成17年度から20年度に適切な事務処理を行っていなかったため、計33,636円を県費で負担するとともに、平成27年9月25日現在)ので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。 1 平成18年度の社会保険料71,206円が平成27年1月まで納付されずに放置されていたことにより、加算金

多治見高等学校	指導事項	5,055円が県費で支払われていた。 2 歳入歳出外現金のうち、誤って所得税控除金として滞留していた社会保険料に係る個人負担分控除金28,015円を、平成20年度に県が所得税として税務署へ納付していた。社会保険料は、県が事業主負担分と併せて社会保険事務所(当時。現在は年金事務所)へ納付していたことから、個人負担分28,015円を県費で支出したままとなっていた。 3 控除不足となっている平成18年度の社会保険料の個人負担分控除金1件566円について、本人から徴収していなかった。
恵那農業高等学校	指導事項	正面玄関ドア押し板取替に係る修繕料の支出事務において、仕様書に示した必要数量より多い数量で算出された見積書の金額で契約を締結し、支払ったことにより、97,200円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。
飛騨高山高等学校	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、公用車が廃車(修繕料相当額587,288円)となっていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載していたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出していたものがあつた。 2 職員がUSBメモ리를庁舎外へ持ち出す場合は、「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を受けなければならないが、所属長以外の者が許可をしていた。
飛騨特別支援学校	指導事項	演習林内の樹木が積雪により倒れたことにより、電気工作物を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金4,448,863円の費用負担が発生していたので、演習林の管理について一層の徹底を図られたい。 USBメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」によりUSBメモリの貸与を受けた職員が、更に他の職員に貸与していた。 2 転貸を受けた職員は「パソコン等の持出/持込・使用に関する申請・許可記録簿」に記載して所属長の許可を得ていたが、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿」に記載して所属長の許可を得ることなく庁舎外へ持ち出していた。

を得ることなく、職員がUSBメモリの貸与を受けて庁舎外へ持ち出したので、今後は適正に処理されたい。

9 警察本部 (5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜中警察署	平成27年11月26日	岐阜南警察署	平成27年11月26日
岐阜北警察署	平成27年11月26日	岐阜羽島警察署	平成27年11月26日
北方警察署	平成27年11月26日		

【監査の結果】
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜中警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として128,835円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
岐阜南警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として219,043円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
岐阜北警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として164,472円の費用負担が発生していた。更に歩行者をはねて死させた交通事故が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
岐阜羽島警察署	指摘事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として516,506円の費用負担が発生し、また、修繕料454,485円(うち相手方負担分25,464円)が支払われていたほか、公用車が陸軍(修繕料相当額962,890円、うち相手方負担分770,312円)となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

10 その他 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会西濃地方事務局	平成27年11月11日	選挙管理委員会恵那地方事務局	平成27年11月4日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員会告示第二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第七項の規定により平成二十七年十一月に執行した財政的援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年十二月二十五日

岐阜県監査委員 野 島 征 夫
 岐阜県監査委員 脇 坂 洋 二
 岐阜県監査委員 山 本 泉
 岐阜県監査委員 藤 良 寛
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

第1 監査実施団体数

区分	監査実施団体数	団体監査結果件数			所管機関監査結果件数		
		指摘事項	指導事項	検討事項	指摘事項	指導事項	検討事項
出資・出捐団体 <small>（出資者）</small>	1	2	0	0	0	0	0
補助金等交付団体	-	-	-	-	-	-	-
指定管理者	-	-	-	-	-	-	-
合計	1	2	0	0	0	0	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。
 ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 ・指導事項 是正又は改善を求める事項
 ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項
 ・「-」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、1 団体において、2 件の指導事項が認められたので、監査対象団体に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 出資・出捐団体 (1 団体)

実施団体名	実施年月日
地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	平成27年11月19日

【監査の結果】
 次のとおり指導する事項があった。

ア 監査対象団体

団体名	区分	内容
地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	指導事項	患者が自宅で使用する治療器に係る病院と事業者との賃貸借契約事務において、賃貸借契約書では事業者は少なくとも年1回定期点検を実施することになっているが、約22か月間実施されていなかった。また、この間、病院は点検結果報告書の提出を求め、履行状況を確認すべきところ、これらを行っていないかった。さらに仕様書では、事業者が患者装置一式を1年ごとに交換することになっているが、同期間交換されていなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の管理事務において、一般財団法人自治体衛星通信機構（以下「機構」という。）が県に賃貸し、県から病院に転貸されていた地域衛星通信ネットワーク映像デジタル受信装置1台を亡失し、規定損失金46,588円が機構に支払われていたため、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。

平成二十七年十二月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社